

平成17年3月30日
学 長 決 定

改正 平成25年2月28日 平成28年8月2日

開示請求について

国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）の保有する個人情報について本人から開示請求があったときは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）により、開示請求に係る保有個人情報に次のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対して当該保有個人情報を開示する。

- 1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第14条第1号）
例えば1）病院のカルテの記録のうち、患者の精神状態、病状の進行状態等により開示することで開示請求者の病状等の悪化をもたらすことが予見されている場合、2）職員・学生の健康相談等の記録のうち、開示することで開示請求者の病状等の悪化をもたらすことが予見されている場合、3）児童が親に秘密にしている情報を、親が法定代理人として開示請求し、開示することで児童の利益を害するおそれがある場合など。
- 2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条第2号）
開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することが可能な情報、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報。
例えば1）職員・学生の自宅住所・電話番号等、2）人事選考関係資料（氏名・履歴等）、3）健康診断・カウンセリングの記録、4）懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）、5）学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、定期試験の答案、レポート、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）、6）入学試験等の成績、答案及び合否判定資料、7）学生指導関係文書、8）反省文、9）進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ等）、10）公表前の卒業論文、修士論文、博士論文など。

ただし、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報。

例えば1）研究者総覧、2）叙勲・褒章受章者名簿、3）一般に販売されている職員録等に記載されている職員情報、4）開示請求者の親族に関する情報（妻子の氏名、年齢等）など。

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報。

例えば医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の情報で公にすることが必要と認められるものなど。

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）

であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分。
例えば文書に付された職名など。

- 3 法人等情報（法第14条第3号）
法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。
イ 公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
例えば1）「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ等、2）工事請負者施工成績一覧など。
ロ 本法人の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は

個人における通例として開示しないこととされているもの、また、開示しない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。

例えば企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたものなど。

〔ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は開示する。〕

4 審議検討等情報（法第14条第4号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

イ 開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。

例えば1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録、2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録、3) 人事選考（採用、昇任等）の記録など。

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。

例えば入試制度改革素案（出題科目変更案等）など。

ハ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

例えば1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など）、2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録など。

5 事務又は事業支障情報（法第14条第5号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業情報のうち次に掲げるおそれのある情報及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると、学長が認めることにつき相当の理由がある情報。

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、学長が認めることにつき相当の理由がある情報。

例えば1) 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報、2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティー関係情報など。

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるもの。

例えば1) 入学試験等の出題者及び採点者の氏名、2) 入試制度改革関係資料など。

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの。

例えば1) 入札前の予定価格、積算内訳書、2) 大学が当事者となっている訴訟に関する資料など。

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの。

例えば1) 科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの又は不採択のもの、2) 民間等との共同研究・受託研究申請書、3) 各種研究助成金に関する申請書など。

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの。

例えば1) 人事異動原案、2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料、3) 勤務評定関係記録など。

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの。

訂正請求について

本法人の保有する個人情報について訂正請求があったときは、法により、次のいずれかの場合を除き、訂正請求に係る当該保有個人情報を訂正する。

- (1) 訂正請求に理由があると認められない場合
- (2) 訂正が利用目的の範囲を超える場合
- (3) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合

利用停止請求について

本法人の保有する個人情報について利用停止請求があったときは、法により、次のいずれかの場合を除き、利用停止請求に係る当該保有個人情報を利用停止又は消去する。

- (1) 利用停止請求に理由があると認められない場合
- (2) 利用停止することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (3) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合

附 則

この基準は、平成17年3月30日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年8月2日から実施する。